

令和8年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金

【Q & A】

Q 1. 複数の医療機器を購入して良いか。

A. 可能です。申請はまとめて一回にしてください。

Q 2. いつまでに申請をしたら良いか。

A. 年度内（R9.3月末まで）に事業を完了し、実績報告書を提出いただく必要があるため、R9.1月末までには申請書をご提出ください。
ただし、予算の上限に達し次第受付を終了します。

Q 3. 既に購入済のものは対象か。

A. 交付決定前に購入したものは対象外です。
交付が決定した後に購入した物品のみ対象です。

Q 4. 過去に高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金を使ったことがあるが、令和7年度も申請して良いか。

A. 申請できます。

Q 5. 見積書は必要か。

A. 1つの製品の購入価格が30万円を超える場合は、2社以上から見積もりを取り、安価な方の額で申請してください。なお、申請書類は全て税込み価格で記載してください。

Q 6. 要綱の別表第1に記載のない機器は対象にならないか。

A. 在宅医療に必要と考えられる機器であれば、「⑱在宅身体機能関連機器」として、対象になる可能性があります。申請前にご相談ください。

Q 7. 事業の完了の日はいつか

A.購入した物品の納品日を事業完了日とみなします。

納品日から起算して30日以内または3月31日のいずれか早い日に実績報告を提出してください。

Q 8. 納税証明書はどこで発行されるか。

A.県税事務所で発行されますので、下記にお問い合わせください。

県税事務所	所在地	電話番号
安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸1-4-36(安芸総合庁舎)	0887-34-1161
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	088-866-8500
中央西県税事務所	高知市丸ノ内1-7-52(高知県庁西庁舎)	088-821-4651
須崎県税事務所	須崎市西古市町1-24(須崎総合庁舎)	0889-42-2366
幡多県税事務所	四万十市中村山手通19(幡多総合庁舎)	0880-35-5972

Q 9. 県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)は何を提出したらよいか。

A.※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式(別紙)をご提出ください。

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

Q 10. 申請書の様式や記載例はあるか。

A.高知県在宅療養推進課のホームページに掲載しています。

県ホームページのトップページ→「在宅医療提供体制整備事業費補助金」で検索

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022100500042/>